

「(仮称) 人とひとがつながる大分市条例」 骨子 (案)

1 目的

- (1) 本市における人とひとのつながりづくりに関する基本理念を定めること。
- (2) 市民、地域コミュニティ、事業者、市民活動団体の役割、市の責務を明らかにすること。
- (3) 人とひとのつながりづくりの推進に関する基本的事項を定めること。
- (4) つながりと支え合いの社会の実現を図ること。
- (5) 市民の孤独・孤立を未然に防ぐこと。

2 定義

- (1) 市民
市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 地域コミュニティ
自治会等の地域を基盤に形成された集合体をいう。
- (3) 事業者
市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (4) 市民活動団体
子育て世帯、若者、高齢者、障がい者等の活動に関係する団体であって、市内において活動するものをいう。
- (5) 孤独
人や社会とのつながりがないこと等により、寂しさ等の負の感情を覚える精神的状態をいう。
- (6) 孤立
人や社会とのつながりが絶たれ、助けのない状態をいう。

3 基本理念

- (1) 地域活動への参加及び地域交流を通じて人とひとのつながりを深め、市民同士による支え合いの仕組みづくりを目指すこと。
- (2) 多様な主体が相互に連携し、人とひとのつながりづくりを促進すること。
- (3) 人とひとのつながりづくりを推進するに当たっては、市民が無理なく関われる緩やかなつながりづくりを基本とすること。

4 市民の役割

- (1) 地域に関心を持ち、地域に関する情報を得るよう努めること。
- (2) 地域コミュニティや市民活動団体等が取り組む活動に参加し、又は協力するよう努めること。
- (3) 孤独・孤立は自分にも起こり得るという認識の下、日頃から互いを尊重しながら、様々な機会を通じて、無理のない範囲でのつながりづくりに努めること。

5 地域コミュニティの役割

- (1) 地域住民等に対し地域に関する情報を提供するとともに、必要に応じて他の主体と連携し、人とひとのつながりづくりに努めること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、孤独・孤立の予防に資する取組に協力するよう努めること。

6 事業者の役割

- (1) 地域活動に参加し、又は協力するよう努めること。
- (2) 従業員が地域活動へ円滑に参加するための必要な配慮をするよう努めること。
- (3) 市が実施する施策をはじめ、孤独・孤立の予防に資する取組に協力するよう努めること。

7 市民活動団体の役割

- (1) 活動目的、活動内容や理念等について広く情報発信を行い、人とつながることができる場を提供するよう努めること。
- (2) 必要に応じて他の主体と連携し、人とひとのつながりづくりに努めること。
- (3) 市が実施する施策をはじめ、孤独・孤立の予防に資する取組に協力するよう努めること。

8 市の責務

- (1) 本市における人とひとのつながりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 施策を実施するに当たっては、市民、地域コミュニティ、事業者、市民活動団体等の意見を反映させるよう努めるとともに、相互に連携するよう努めること。
- (3) 孤独・孤立の未然防止に関する子育て世帯、若者、高齢者、障がい者等に係る施策について、全庁的な連携及び協力体制の構築を図ること。
- (4) この条例の目的を達成するため、必要に応じて財政上の措置その他の措置を講じること。

9 施策の基本となる事項

- (1) 地域活動の支援に関すること。
- (2) 交流の場に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 相談支援に関すること。
- (5) 広報及び啓発に関すること。
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、本市における人とひとのつながりづくりを推進するために必要な事項。

10 監視・評価等（議会）

- (1) 人とひとのつながりづくりに関する市の施策が効果的に推進されるよう監視・評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うこと。

11 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。